

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 7 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 2 1 号

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する
条例

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 3 3 年多久市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

選挙長	日 額	1 0 , 8 0 0 円
投票所の投票管理者	日 額	1 2 , 8 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	日 額	1 1 , 3 0 0 円
開票管理者	日 額	1 0 , 8 0 0 円
投票所の投票立会人	日 額	1 0 , 9 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	日 額	9 , 6 0 0 円
開票立会人及び選挙立会人	日 額	8 , 9 0 0 円

」

を

「

選挙長	日 額	1 2 , 2 0 0 円
投票所の投票管理者	日 額	1 4 , 5 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	日 額	1 2 , 8 0 0 円
開票管理者	日 額	1 2 , 2 0 0 円
投票所の投票立会人	日 額	1 2 , 4 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	日 額	1 0 , 9 0 0 円
開票立会人及び選挙立会人	日 額	1 0 , 1 0 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。